

個人情報保護委員会ヒアリング資料



デジタル社会の個人情報保護法

ー なぜ現行個人情報保護法はデジタル社会に対応できないか？

2024.6.13



鈴木 正朝 (すずき まさとむ)
新潟大学 法学部 教授

1

課題

現実に起きているデジタル社会の個人データ処理の課題と個人情報法のギャップ、どう解消する？

【例1】医療等分野の検査・調剤・健康データの分析（医療AI開発・創薬）のための二次利用ルール



Q1 統計量に集計して分析するだけでも本人同意が必要か？

A1 統制された**非選別**利用

【例2】自動運転システムの映りこむ人の映像の取扱い、生成AIのクローリング



Q2 処理対象としないのに本人拒否の機会が必要か？

A2 **個人データ処理**中心の規律

【例3】こどもの見守り（毒親選別アルゴリズム）の適切性、教育データ（個別最適化アルゴリズム）の適切性



Q3 現行の個人情報保護法を遵守すれば足りるのか？

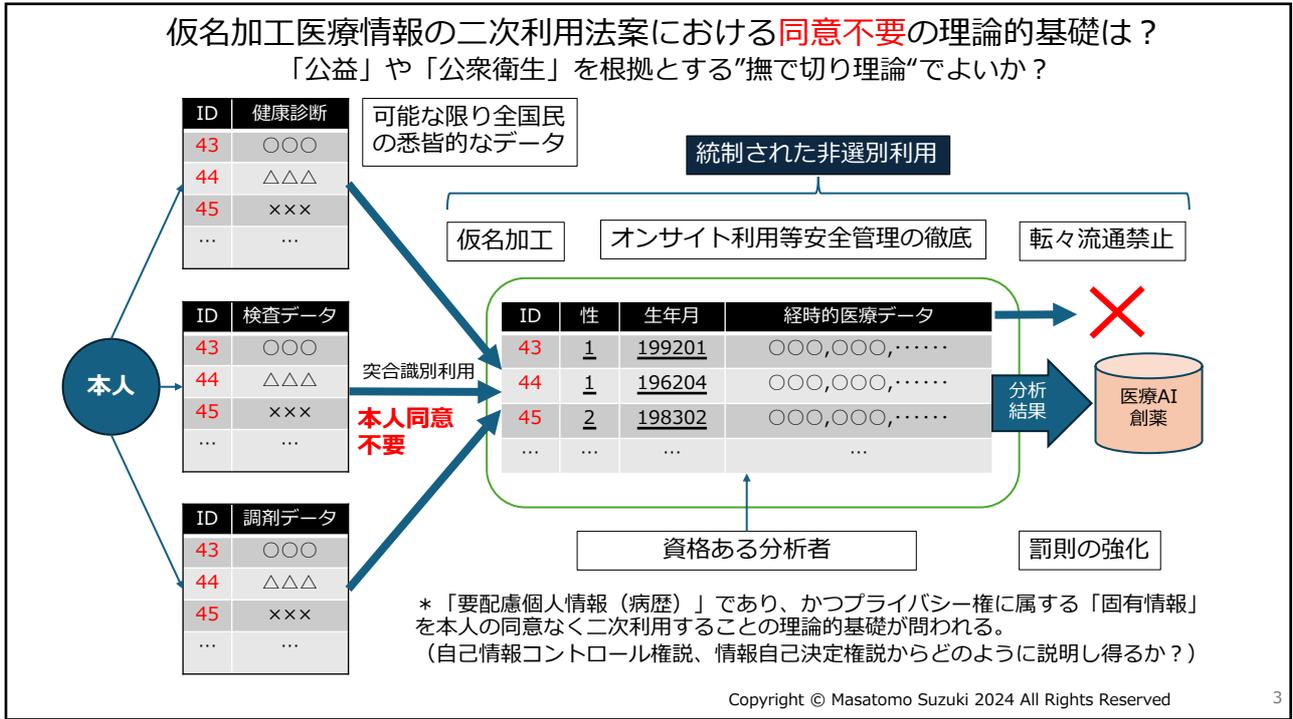
A3 評価・**決定**の**適切性**確保

GLOCOM
提言2頁参照

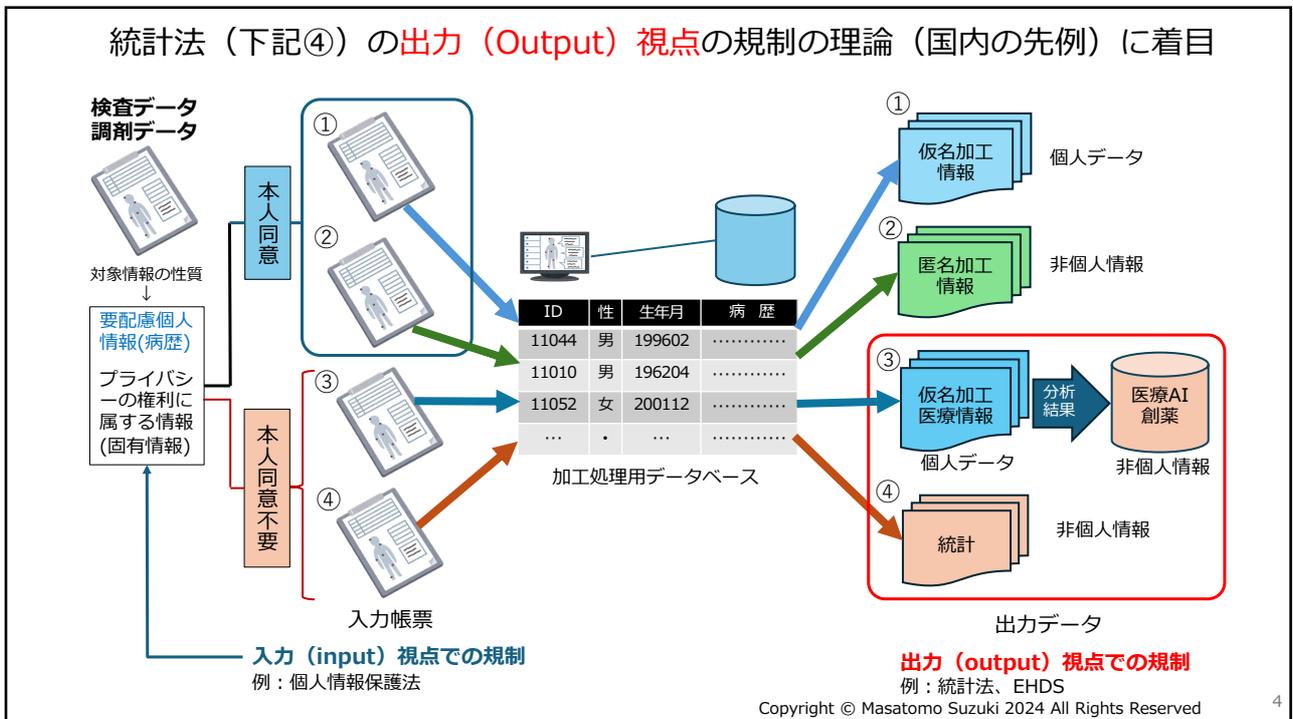
<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

2

2



3



4

不利益利用禁止条項の問題点

- (1) 二次利用ルールにおける不利益利用禁止条項は、利益利用（一次利用）を許容する反対解釈を含む点に注意が必要
- (2) 二次利用ルールにおける本人同意不要の基礎理論は、
- ①医療等データによって、本人の診断、介入、評価、決定に用いないこと（非選別利用であること）
 - ②当該医療等データが転々流通したり、漏洩等したり、目的外利用されないこと（統制されていること）
- 個情法上の「個人の権利利益」の侵害リスクを最大限低下させる特別法が必要
- (3) 分析過程で判明した本人の疾病等を本人に通知することは、「別の制度」であり、当該医療等データによる本人への介入、診断、評価、決定を伴う場合は、医事法上の原則であるインフォームド・コンセント（本人の承諾）が必要

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

5

5

こどもの見守り（目的）と毒親推定プロファイリング（手段）

ー データ処理による人の評価・決定の妥当性はどのような基準で確保されるか？

世帯（親子）の個人識別データ

自治体が保有・取得する各種履歴データ

ID	氏名	フリガナ	性	住所	生年月日	ID	住民税	ID	趣味	所得
41	田中一郎	タカイチロウ	1	●●町3-2-5	19920108	41	****円	41	****	****
42	田中三子	タカミチ	2	●●町3-2-5	19960403	42	****円	42	****	****
43	田中二郎	タカジロウ	1	▲▲町1-3-2	20160206	43	****円	43	****	****



個人の自由への介入
↑プライバシー
問題はここ



分析：毒親推定と選別（プロファイリング）

データによる評価決定（虐待可能性高い人）

児童相談所の監視対象人物に

個人データ処理による
自然人に対する評価・決定の
妥当性の確保

・当該妥当性評価の一つが利用目的に照らして**関連性**があるか否か。
(DPIA基準の中核)

- ・適正な利用目的：犯罪者予測（子どもへの障害、暴行予測）とどう異なるか？
 - ・データ処理の妥当性：DV防止という利用目的において所得額や趣味は**関連性**があるか？
- データ処理の妥当性の基準がわかれば、それを踏まえて問題なく政策の実施は可能となる。
(現行個人情報保護法の遵守だけでは足りない。→3年ごと見直し・要改正)

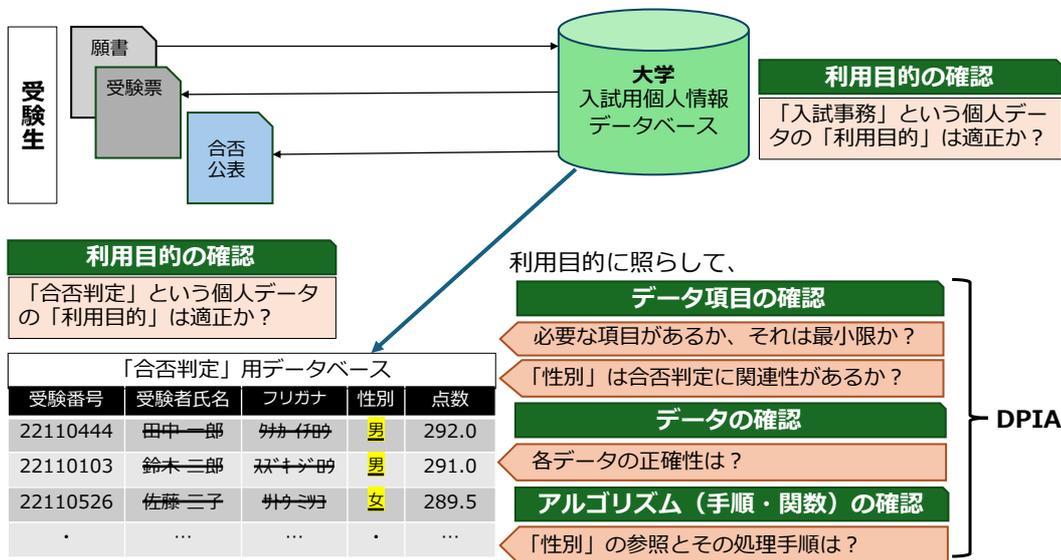
Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

6

6

医学部入試（共学）の合否判定に「性別」を用いてよいか？

－ 利用目的の適正性、データ項目の必要性・関連性、データの正確性



Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

7

7

調整法理なき保護と利用のバランス論の不毛

● 個人情報保護法の成立以来、**保護と利用のバランス**の重要性を唱えているが、それが実現していないのはなぜか？

→ 下記の①と②の解明がないから

① 「個人の権利利益」とは何か？

個人の権利利益の保護

個人情報の有用性の配慮

② 両者をどう調整するのか？

調整

その結果、保護重視派と利用重視派それぞれの立場からの裸の価値判断（ポジショントーク）の衝突による膠着状態へ。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

8

8

法目的の明確化：「個人の権利利益」の保護とは何か？

難題X（抽象的な概念である「個人の権利利益」の保護）を、条文の文言から離れ、
難題Y（多義的な概念である「プライバシーの権利」の保護）に置き換える。
→「プライバシーの権利とは何か？」の問題となり解明できず混迷する。

（プライバシー侵害の民事判例を整理し、その判例準則を行政規制に安易に持ち込むのは問題

(1) 憲法学及び民法（不法行為法）の通説的理解から説明する立場（下記① + ②a or b）

- ① ひとりで放っておいてもらう権利（消極的権利）
- ② a 自己情報コントロール権（積極的権利） or
b 情報自己決定権（積極的権利）

(2) 個人データ保護法としての固有の法目的から説明する立場（下記① + ② + ③）

- ① 「個人の秘密が公開されないこと」
- ② 「自己の情報を知ること」
- ③ 「**誤った又は不完全な情報によって自己に関し誤った判断がなされないこと**」
→データによる決定利用の問題に着目している。

総務庁行政管理局「逐条解説 個人情報保護法」（第一法規、1991）65頁

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

9

9

理論

「個人の権利利益」とは何か、理論的基礎を確立する。 対象情報の保護ではなく個人データ処理からの「自然人」の保護

1 個人データ保護の「決定指向」利益モデル

個人データ処理による個人に対する評価・決定の適切性確保こそが、法が保護する「個人の権利利益」の中核的要素であり、個人データは、評価の目的に「関連する」情報のみから構成されなければならない（データ品質の「関連性」原則【⇒p4 ②】）。安全管理や提供制限などのルールは、それを確保するための手段。

2 自己情報コントロール権ではなく、情報的他律からの自由

財産権モデルの本人同意原則から脱却し、「決定指向」利益モデルに原点回帰する。本人が自己の情報の流れを自己で決定するということではなく、個人データ処理に基づく他者による評価・決定が本人の自己決定を阻害し得ることに対して本人が防御する権利であるということ。

GLOCOM
提言3頁参照

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

10

10

個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

個人情報とは何か。氏名が個人情報なのか。なぜ保護するのか。OECD ガイドラインが求めているから？ 諸外国でも立法されているから？ そうした疑問を抱くのは自然なことでしょう。個人情報保護法が保護するのは「個人の権利利益」（第1条）とされていますが、具体的に何のことなのかはあまり明確にされていません。

個人情報（個人データ）とは、氏名など個人を識別するための部分のことではなく、氏名などで検索される一つの「個人に関する情報」（レコード）全体のことを指します。そこには、個人の評価に使われる可能性のある、属性情報や履歴情報が含まれているのが一般的です。単なる氏名のリストであっても、それが「〇〇講演会参加者名簿」であれば、それぞれの個人のレコードに「〇〇講演会参加者」との属性情報が含まれているのと同じです。

個人情報保護法では、公開情報も対象とされています。プライバシーではないはずなのに、なぜ保護するのか。決まりごとだから？ じつは、この法律が保護する「個人の権利利益」とは、プライバシーも含まれてはいるものの、そこだけではなく、むしろそれ以外のところこそ本来の趣旨があるのです。

個人情報保護、何を保護するのか見失っている。

1970年代に欧米諸国から始まった個人データ保護法制は、コンピュータ処理によって顕在化し得る新たな個人への脅威に対処しようとするものでした。些細な情報でも、公開情報でも、個人の属性情報としてデータ化することで、個人に対する評価・決定に用いることができます。「〇〇講演会参加者」とのデータから人間性の傾向を推定され、統計的差別を受ける可能性があります。

OECD ガイドラインは、第2原則「データ品質の原則」の前段で、個人データは利用目的に対して「関連する」ものであるべきと規定しています。例えば、求職者の採用選考に際して「〇〇講演会参加者」か否かの情報を個人データ化することは、この原則に反することになります。日頃の生活の記録から算出したスコアに基づき、飛行機の予約を制限するといった個人に対する評価・決定を行うことも、典型的な違反です。

日本ではこの50年、そうした問題事例が顕在化しなかったことから、個人データ保護法制の本来の趣旨を理解する機会がなかったのかもしれませんが、それが近年、Webサイトのアクセス履歴から就職活動の動向を推測する問題事例が現れ、ようやく、「関連性」原則の重要性が理解されつつあります。

解決策



デジタル社会を駆動する 「個人データ保護法制」にむけて

<https://www.glocom.ac.jp/news/news/8540>

2022年12月

GLOCOM 六本木会議

(一般財団法人情報法制研究所)

13

3年後見直しで議論すべき事項

1. 公民一元化1.0 (2021年改正)

- ・ 法典の一元化と権限の一元化 (個人情報保護委員会) cf. 定義、義務規定

2. 公民一元化2.0 (今後の見直し課題)

- ・ 定義規定 (2条、16条・60条) と義務規定 (第4章・第5章) のもう一段の整理統合

(0) 目的・原則

- ・ 公的部門：公文書に記録された個人情報の保護
- ・ 民間部門：データベースから離れた裸の個人情報の保護
- 「対象情報」の保護ではなく個人データ処理からの「自然人」の保護へ
- ①統制された非選別利用、②個人データ処理中心の規律、
③評価・決定の適切性確保 (必要性、正確性に加えて関連性の原則の導入)

(1) 主体

- ・ 民：「個人情報取扱事業者等」、公：「行政機関等」
- Controller・Processorモデルの採用へ

(2) 客体

- ・ 「個人情報」 (散在情報 + 処理情報)
- 処理情報 (個人データ) 中心へ
- ・ 民：「個人情報データベース等」、公：「個人情報ファイル」
- 「個人データファイル」の統一へ

(3) 行為

- ・ 「取扱い」 → 処理 (processing) へ

14

14

ケーススタディ1

電子医療カルテ ～「個人情報」の定義 1つの条文、2つの解釈

15

民間部門 (平成27年改正)

基本法 (令和3年改正)

第2条 (定義) : 「個人情報」

- 1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（**文書、図画若しくは電磁的記録**（**電磁的方式**（**電子的方式、磁気的方式**その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。））で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（**個人識別符号を除く。**）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（**他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。**）
 - 二 個人識別符号が含まれるもの

16

16

「個人情報」該当性判断における解釈のばらつき

ある病院Xの保有する電子カルテのデータベースから特定のデータ項目に記録されているデータをある機関Y（第三者）に提供する場合を想定しよう。次に示すカルテデータの一部は「個人情報」に該当するか？

- Q1 コロナ患者の氏名、生年月日、性別
- Q2 コロナ患者のカルテ番号
- Q3 コロナ患者の2週間分の体温、血圧、脈拍、体重等のデータセット
①識別子あり（継続的提供）、②識別子なし（1回提供）
- Q4 コロナ患者の病症悪化時のレントゲン写真（画像データ）
- Q5 コロナ患者総数、男女別、年代別（統計データ）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

17

17

個人情報の定義における照合性の解釈

～情報公開法と個人情報保護法両輪型の解釈（モザイク・アプローチ）

「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

「ある情報を他の情報と組み合わせることによって、**不開示規定**により守られるべき**不開示情報**が認識されるかを判断することをアメリカでは**モザイク・アプローチ**・・・、イギリスでは**ジグソー・アプローチ**という。

行政機関電算機個人情報保護法二条二号と同様、本条においても、「他の情報と容易に照合することができ」るものとなっている。

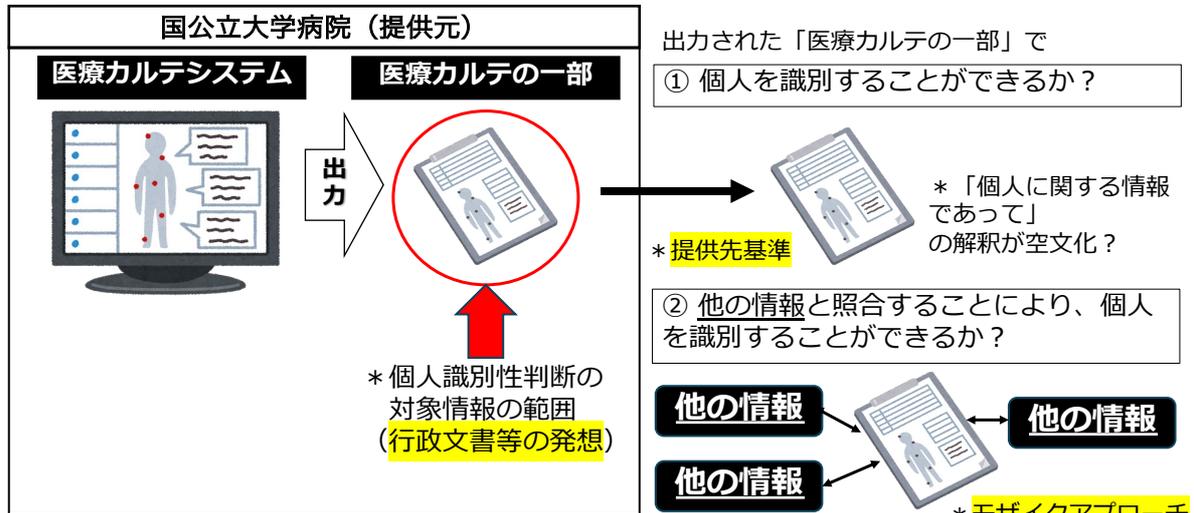
（宇賀克哉『個人情報保護法の解説』第2版、33頁、有斐閣）

18

18

A. 公民一元化以前の公的部門の「個人情報」該当性解釈

× 行政機関情報公開法5条1号不開示情報の考え方で個人情報保護法の「個人情報」を解釈することの問題



* 個情法78条1項2号の「開示請求者以外の個人に関する情報」はこの解釈

Copyright © Masatomo Suzuki 2021, All Rights Reserved 19

19

公的部門

第78条（保有個人情報の開示義務）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

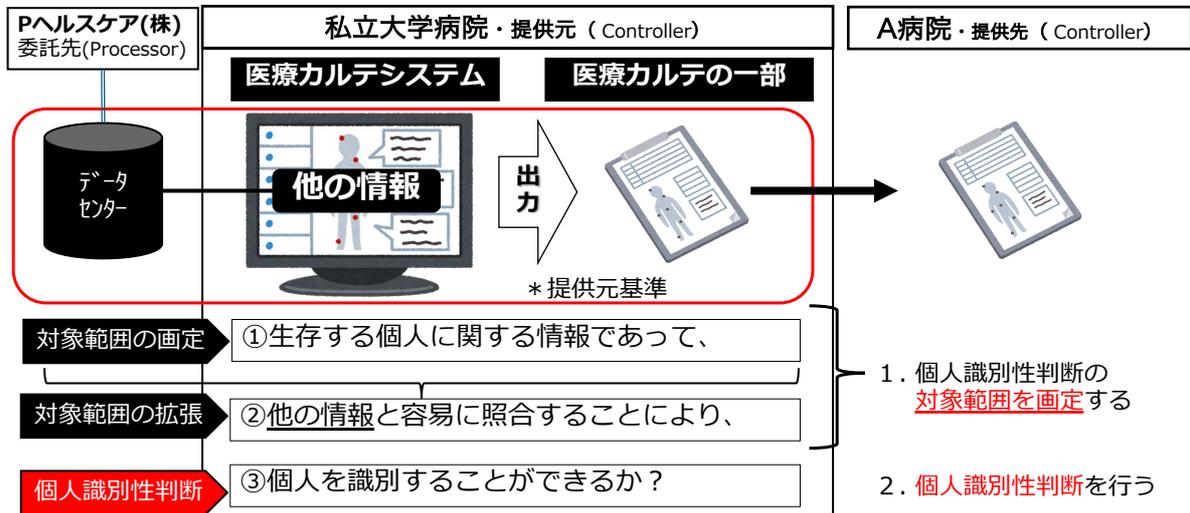
一（略）

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

20

20

B. 公民一元化後（民間部門は旧法から）の「個人情報」該当性の解釈



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

21

21

個人情報該当性判断の結果

	A 公的部門型	B 民間部門型 (公民一元化)
Q1 コロナ患者の氏名、生年月日、性別	○	○
Q2 コロナ患者のカルテ番号	× ?	○
Q3 コロナ患者の2週間分の体温、血圧、 脈拍、体重等のデータセット	① ○ ② × ?	① ○ ② ○
Q4 コロナ患者の病症悪化時のレントゲン 写真 (映像データ)	× ?	○
Q5 コロナ患者総数、男女別、年代別 (統計データ)	×	×

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

22

22

ケーススタディ2

記名式Suica履歴データ 無断提供事件

23

Suica履歴データ無断提供事件

【事実の概要】

2013年、JR東日本株式会社（以下「JR東」という）がビッグデータビジネスのテストケースとして、Suicaデータベースから氏名や電話番号等を削除し、Suica IDを不可逆的な別番号に変換し置換するなどいわゆる匿名化措置を講じ、本人に無断で（第三者提供の本人同意またはオプトアウト手続を経ずに）、株式会社日立製作所（以下「日立」という）に販売し、利用者から批判を浴びた事件である。

日立はこのデータを駅ごとに統計化してマーケティングデータとして販売する予定であった。

当時多くのメディアは利用者の不安を考慮しない企業対応を批判したが、一部の研究者からはこの匿名化措置が不十分であって依然として「個人データ」（仮名データ）のままであり、第三者提供の制限に違反している点が問われたものである。

【論点】

- ① 匿名化（「匿名加工情報」）と仮名化（「仮名加工情報」）の違い
- ② 「個人情報」の定義における「他の情報と容易に照合」の解釈
提供元基準説と提供先基準説
- ③ なぜ提供元基準であるべきなのか（法目的は何か）

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

24

24

図1 記名式Suica履歴データ販売事業の全体概要

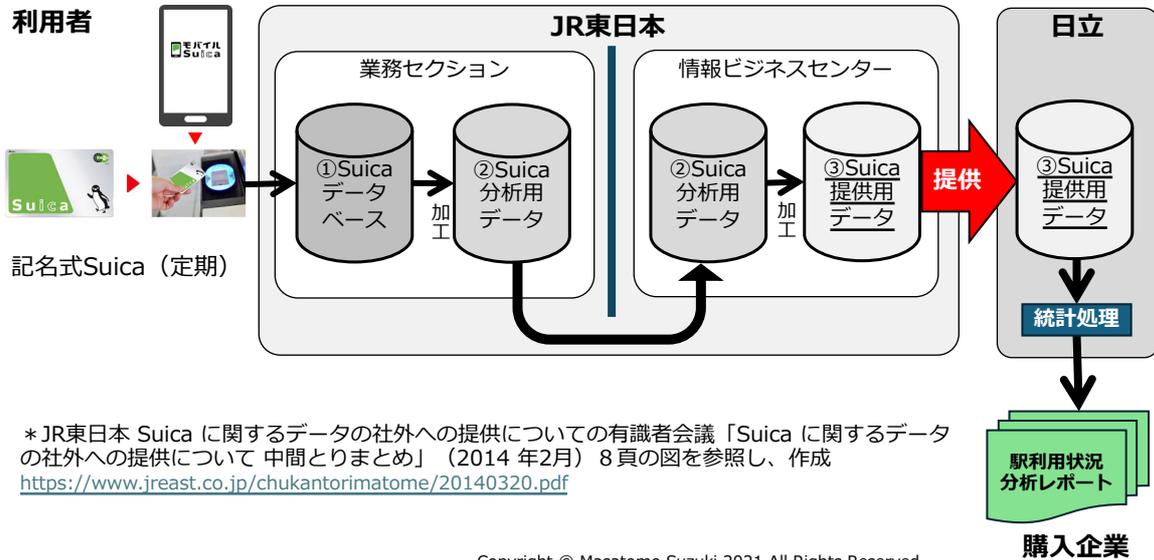


図2 記名式Suicaデータベースから提供用データに至る加工遷移

①Suicaデータベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

加工

②Suica分析用データベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
○	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	○	○	

加工

③Suica提供用データベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	削除	削除	削除	日を削除	○	○	○	○	○	○	○	削除	削除

JR東日本記名式Suica履歴データ事件の問題点

1. 経営部門

鉄道事業において、硬券や磁気券からICカード利用への転換を図り、それによって蓄積されるようになったトランザクション・データの二次利用を企画し、いわゆるビッグデータビジネスへの展開を模索したことは、日本の人口減少に伴って本業の売上げが伸び悩む構造においては正しい挑戦であり、時代に対応した経営判断であったと思われる。

2. 法務部門

(1) 統計量にアウトプットすることによって、個人情報保護法の適用（「個人データ」保護の問題）を回避しプライバシーインパクトを最小化できると解したことは正しかった。

(2) 契約構成を委託モデルではなく第三者提供モデルとしたことは、利用者本人に対する契約当事者及び個人情報取扱事業者（Controller）として問題があった。自ら統計化して提供（販売）すれば適法であった。もし専門の技術がない場合は、統計処理を委託することができたほか、マーケティング用データの販売ルートの開拓が困難な場合は、営業販売を委託することもできた。

(3) 仮名化によって、非個人情報化（匿名化）できると誤解したこと、容易照合性の解釈を提供元基準ではなく提供先基準を採用したことは問題であった。仮名化では依然として「個人データ」であり、個人情報保護法が適用される。したがって、本人同意またはオプトアウト手続のいずれかをせずに第三者提供したことは違法であった。

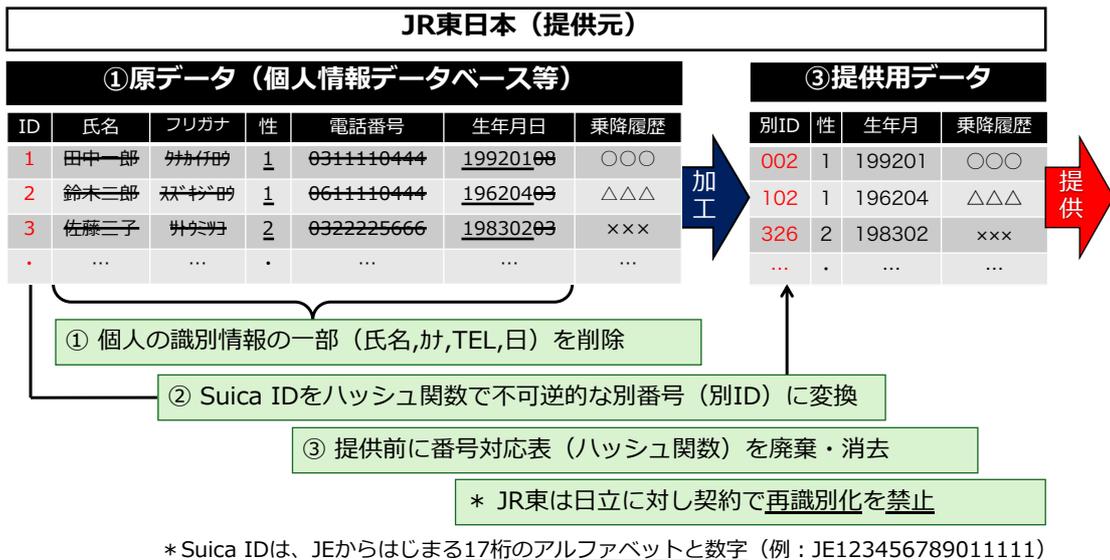
（この点を当時は、利用者への不安を惹起したこと、説明責任を果たしていなかったとして、法的責任ではなく道義的な問題又は解釈のグレーゾーンと理解したことは、JR東及び有識者委員会含めて問題であった。また、財界とメディアは適法意見が多数を占め道義的問題と理解した。）

Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

27

27

図3 記名式Suicaデータの匿名化の失敗例（仮名化した個人データ）



Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

28

28

図4 記名式Suica履歴データ（処理情報）の容易照合による個人識別

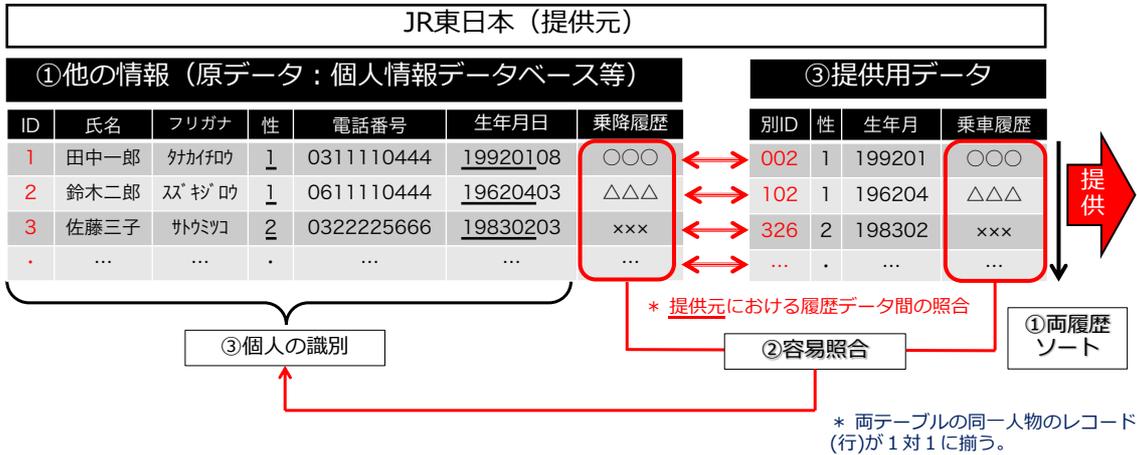


図5 Suicaデータベースにおける乗降履歴データの識別機能

○ 乗降履歴のデータセット（推測）

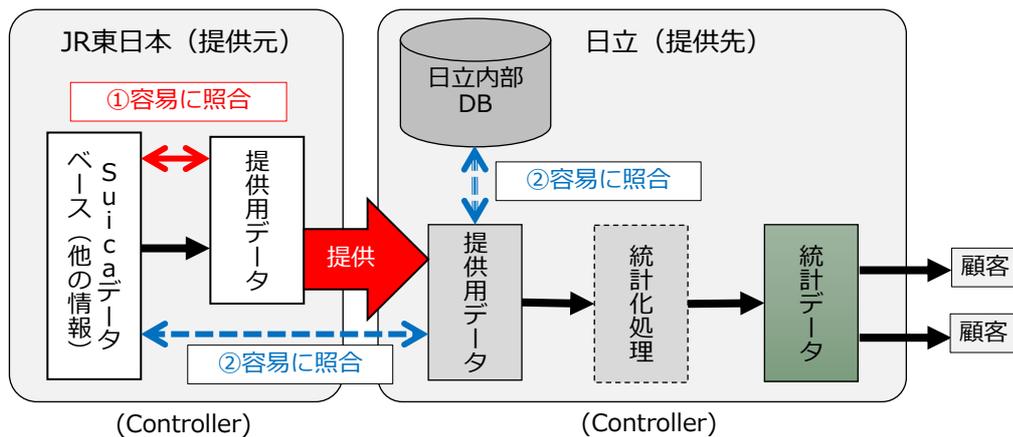
回	入札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss	出札 駅番号	ゲート 番号	年月日時分秒 yyyymmddhhmmss
1	0001	24	20130822072308	0005	08	20130822073525
2	0005	09	20130822084017	0122	12	20130822084848
3	0122	05	20130822161206	3029	01	20130822221551
...

- ① 同一Suicaで鉄道等を利用することにより、毎回上記のような履歴データが生成される（推測）。
* 記名式Suica（定期）は、本人確認を経て登録された同一の人物が所持し利用するもの。
- ② この履歴データが蓄積されるほどに、Suicaデータベースの全てのレコードは、それぞれがユニーク（悉皆的かつ唯一無二）な数値となる。要するに、乗降履歴データが、いわば個人識別子（ID）と同様の識別機能を有することになる（準識別子）。
* 例外は、登録購入したまま未使用の場合（履歴データが空白、本人への侵害もない）。

第2条 (定義) : 「個人情報」

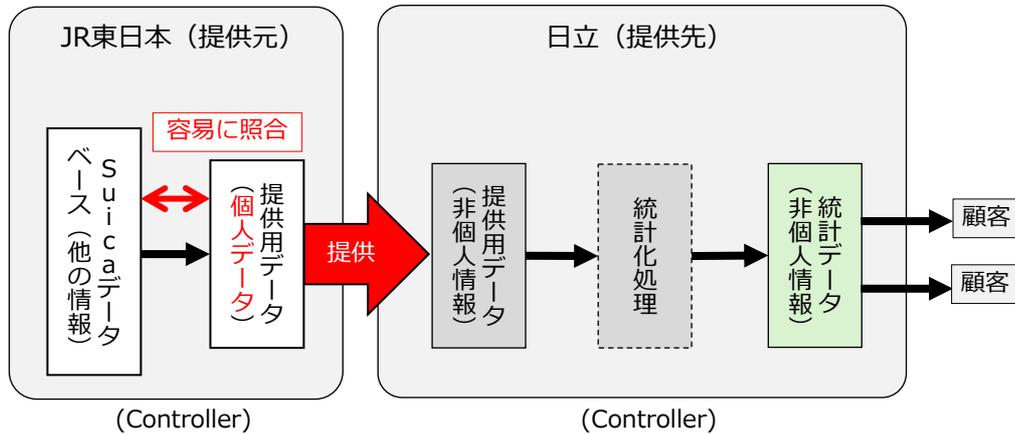
- 1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（**文書、図画若しくは電磁的記録**（**電磁的方式**（**電子的方式、磁気的方式**その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。））で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（**個人識別符号を除く。**）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（**他の情報と容易に照合することができ**、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - 二 個人識別符号が含まれるもの

図6 記名式Suica履歴データ販売（第三者提供モデル）における
容易照合性：①提供元基準説と②提供先基準説



* JR東は「第三者提供」後は、個人データの取扱いに関して法的義務を負わず、日立の責任となる。ゆえに、提供前の本人の関与（同意、オプトアウト手続き）が規定されている。

図7 記名式Suica履歴データの第三者提供モデル（無断提供は違法）

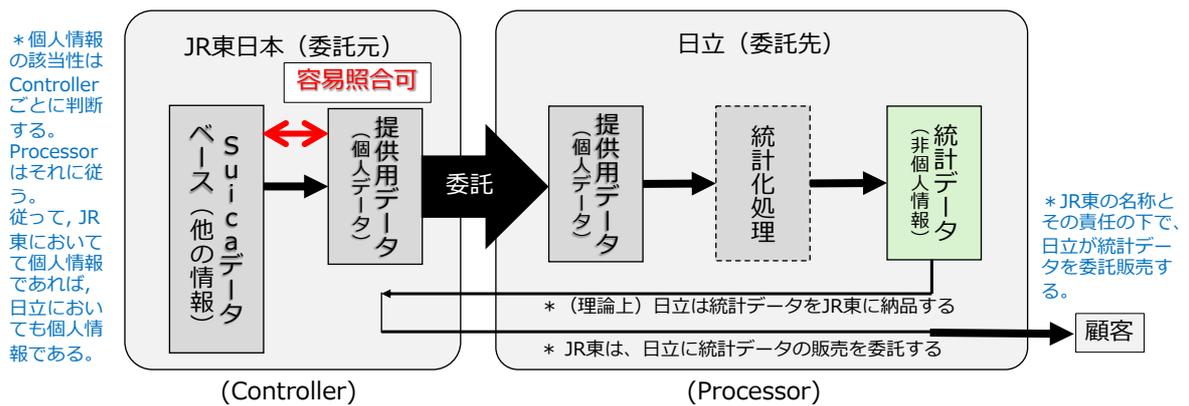


Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

33

33

図8 記名式Suica履歴データの委託モデル（適法）



- ① 「委託」であれば、JR東は個人データを「委託先の監督」の下に本人同意なく日立に提供できる。
 - ② 統計化は「利用目的の制限」を受けずに処理できる。
 - ③ 統計化したデータは「個人データ」に該当せず自由に提供（販売、無償譲渡、公表）できる。
- * 統計データによっては個人を選別できず「個人の権利利益」を侵害しないからである。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

34

34

図9 記名式Suicaデータの匿名加工の失敗（当初の処理）

Suicaデータベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				鉄道利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	■	■	■	△	○	○	○	○	○	○	○	■	■

【当初の処理】

認識：「個人識別情報」=個人情報

処理：「個人識別情報」だけをk-匿名化などの手法で非個人情報化すればよいと誤解した。

「その他の属性情報」

移動・購買等の履歴情報は、「個人識別情報」を匿名化すれば生データのまま第三者提供可能と誤解した。

- * この加工処理は「匿名加工」ではなく「仮名加工」といい、非個人情報化はできていない状態である。
- * 情報航海プロジェクトの個人情報活用策のアイデアの1つもこれであった。
- * その後のEUや米国の対応と乖離した発想であり、その後の十分性認定や日米欧DFFTの障害となる。

図10 記名式Suicaデータの匿名加工の失敗の原因

Suicaデータベース

Suica ID	氏名	フリガナ	TEL	生年月日	性別	乗降履歴データ						物販履歴データ	
						入札データ			出札データ				鉄道利用額
						駅番号	ゲート番号	時刻	駅番号	ゲート番号	時刻		
別ID	■	■	■	▲	○	○	▲	○	○	▲	■	■	

【当初の処理】

認識：「個人識別情報」=個人情報

処理：匿名化の対象をここに限定

「その他の属性情報」（移動履歴・購買履歴=生データのまま）

原DBに容易に照合できる個人識別性のあるデータ（=準識別子）

* 文書における匿名化の影響

* 電算処理情報においては履歴情報が識別機能を有することがある。

【本来の処理】

認識：各レコードの全フィールドが属性データであり「個人に関する情報」（=個人データ）である。

処理：全フィールドを対象にして匿名化する必要がある（→「匿名加工情報」）

* 電算処理情報の場合は「個人識別情報」と「その他の属性情報」に区分する意味がない。

* 文書の場合は「個人識別情報」の全部又は一部を黒塗り・削除・置換で匿名（非個人情報）化できる。

「他の情報と容易に照合することができ」とは？（政府内部資料）

想定 具体的に、どのような場合を「照合が容易」というのか。

（答）

1 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報」の管理状況により異なるため、一律に論じることは困難であるが、一例をあげれば、個人別の番号のみが付されたファイルがあり、これとは別に番号別の氏名リストを電算処理情報や台帳で保有している場合などが考えられる。

2 「照合が容易」かどうかは、照合する「他の情報の管理状況等を勘案して、「電子計算機により個人情報を処理していると同様な状態」であるかどうか、個別、具体的に判断する必要がある。

●上記資料によるなら「照合が容易」は電算処理情報や台帳などの体系的構成を前提にした考え方である。

一般財団法人情報法制研究所（JILIS）情報公開請求資料（高木浩光JILIS副理事長調査）

39

39

「他の情報と容易に照合することができ」とは？（政府内部資料）

1. 通常の個人情報ファイル（個人が選別できる情報 ← 個人情報を体系的に構成）

	車両番号	所有者	住所	TEL
1	品川は 11-22	行政 太郎	東京都品川区	03-2208-31...
2	練馬わ 22-33	情報 花子	東京都練馬区	090-2269-51...
3	品川に 00-99	行政 太郎	東京都品川区	03-2208-31...
4				

※ 個人に着目した処理（検索、加工、編集等）が容易

2. 当該リストに記載された情報だけでは個人を識別できないが、他のリストと照合することにより個人を識別することができる

地点	通過日	通過時刻	速度(km/h)	車両番号
加平PA	02年05月XX日	18:07	+30	品川は 11-22
小菅JC	02年05月XX日	18:04	+30	品川は 11-22
高井戸	02年02月XX日	02:11	+40	横浜う 99-55

照合して
利用

※ 個人情報ファイルとして利用（個人に着目した処理が容易）

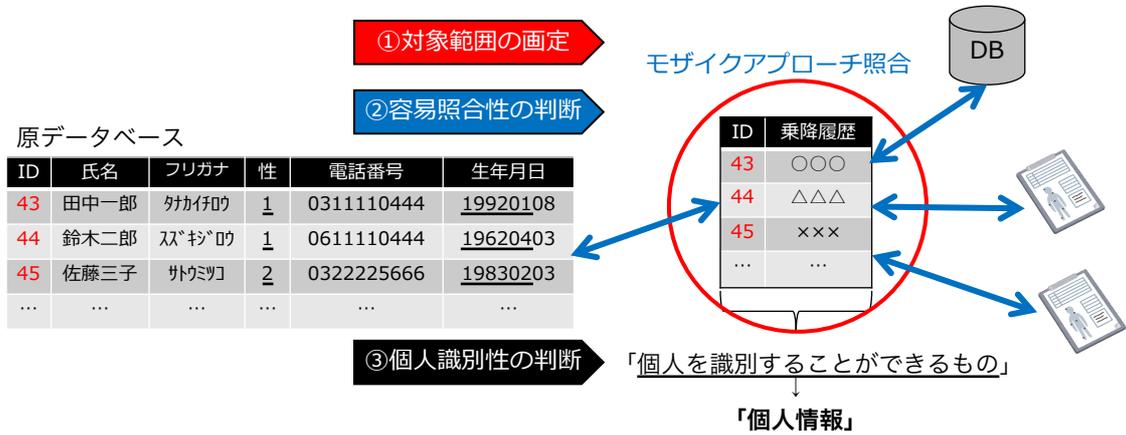
「行政 太郎（が所有している車両「品川は 11-22」）」が、「02年5月XX日に小菅ジャンクション～加平パーキングエリアのルートで走行していた」ことがわかる。

一般財団法人情報法制研究所（JILIS）情報公開請求資料（高木浩光JILIS副理事長調査）

40

40

文書管理法制（情報公開法）におけるモザイク・アプローチ照合



Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

43

43

①対象範囲の画定

「個人に関する情報であって」 →個人をキーとするレコード（行）ごとに
 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により、 →フィールド（列）に記録されたデータによって、（→個人を識別できるもの）



②対象範囲の拡張

「他の情報」と「容易に照合することができる」
 →原表（他の情報）と別表のそれぞれのレコード（行）が対応し1つのテーブル（表）を構成することができ、
 それにより

③個人識別性判断

「個人を識別することができるもの」

「個人情報」

* この構造を前提としなければ「仮名加工情報」及び「匿名加工情報」は観念できない。

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

44

44

文書管理法制・守秘法制 ーデータ保護法制との違い

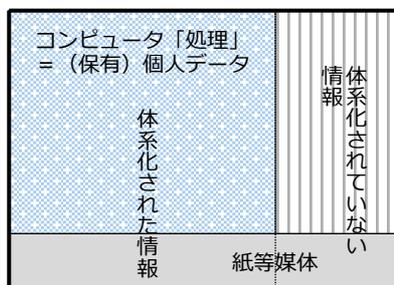
45

体系化されている「処理情報」と体系化されていない「散財情報」

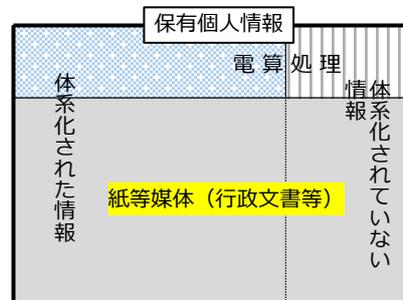
分類の実益

- ①なぜ個人情報保護法は「検索することができるように体系的に構成されたもの」(処理情報)を規定しているか？
- ②なぜ「照合」の解釈において「提供元基準」を採用しているか？

民間部門



公的部門



Copyright © Masatomo Suzuki 2022 All Rights Reserved

46

46

個人情報保護法 2021(令和3)年法

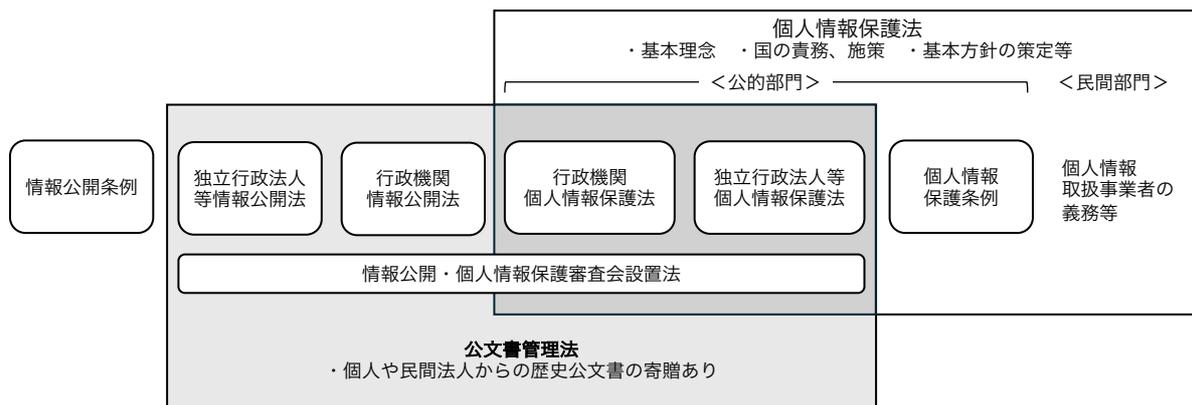
第一条 (目的)

この法律は、**デジタル社会**の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じた遵守すべき義務等を定めるとともに、**個人情報保護委員会**を設置することにより、**行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営**を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の**個人情報の有用性**に配慮しつつ、**個人の権利利益**を保護することを目的とする。

47

47

旧法の体系：情報公開法制・個人情報保護法制（2003年法）の体系イメージ

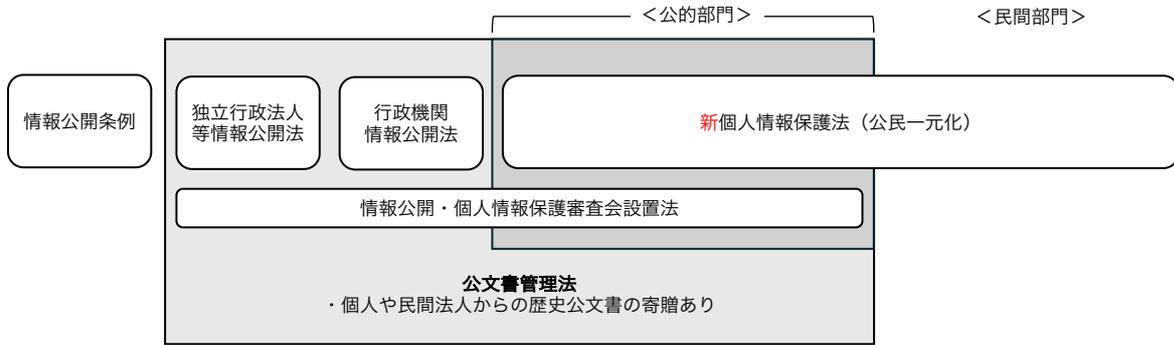


出典：『新基本法コンメンタール（別冊法学セミナーno.224）情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』10頁（日本評論社, 2013）

48

48

現行法の体系：情報公開法制・新個人情報保護法（2021年法）の体系イメージ



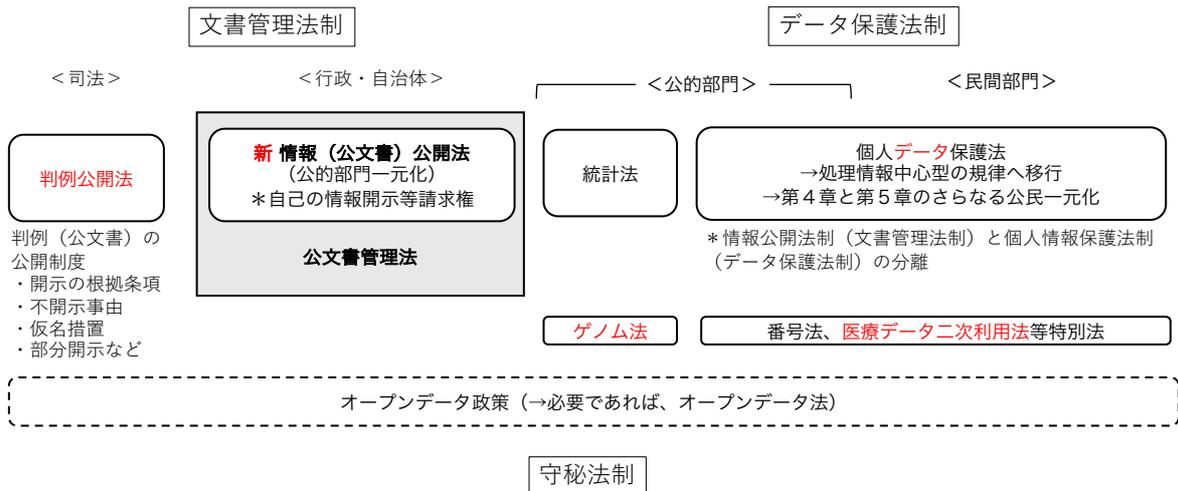
『新基本法コンメンタール（別冊法学セミナーno.224）情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』10頁（日本評論社, 2013）の図をもとに筆者が新個人情報保護法に改定

Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

49

49

鈴木私案：新情報公開法制・個人データ保護法（見直し案）の体系イメージ

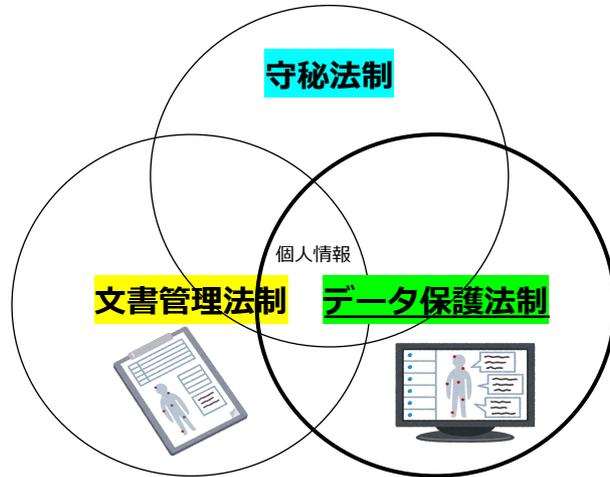


Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

50

50

データ保護法制・守秘法制・文書管理法制

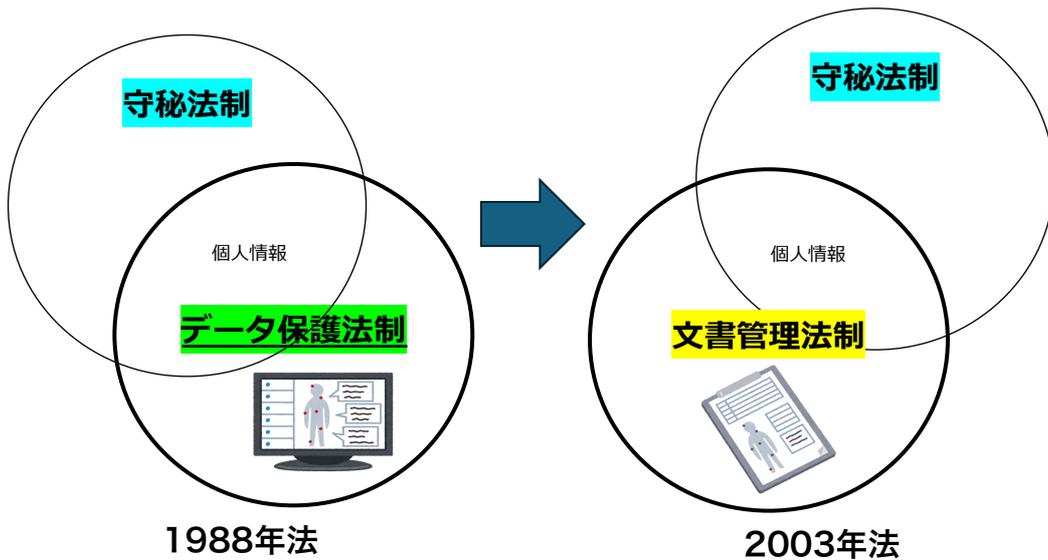


Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

51

51

1988年法から2003年法へ：データ保護法制から文書管理法制への転換

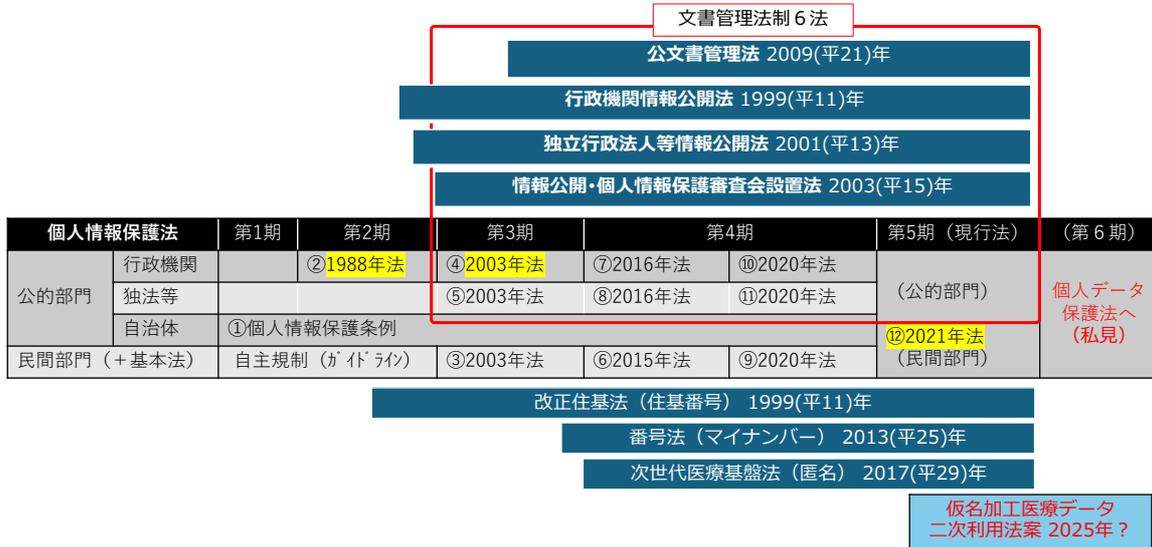


Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

52

52

データ管理法制（1988年法）から文書管理法制（2003年法）への転換



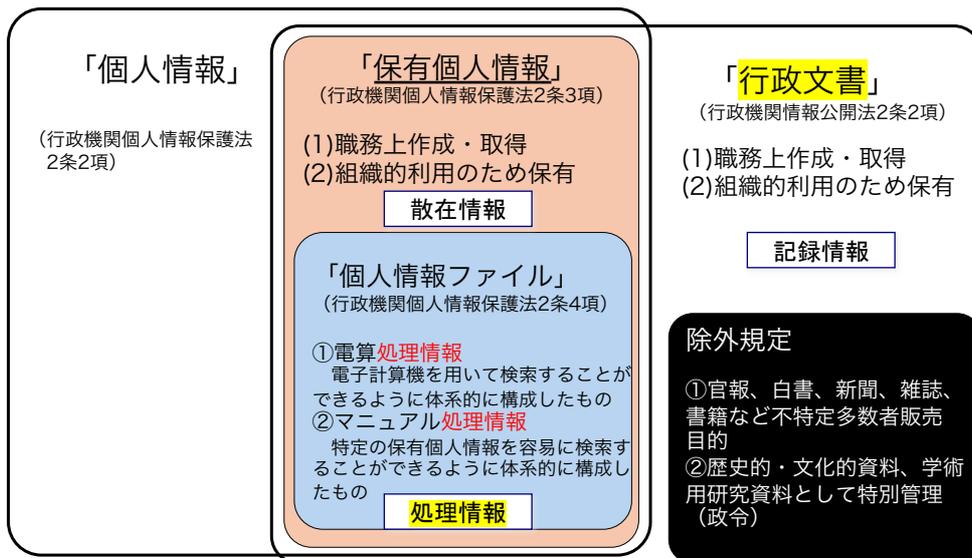
Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

53

53

対象情報を散在情報に拡大し文書管理法制として設計された「保有個人情報」

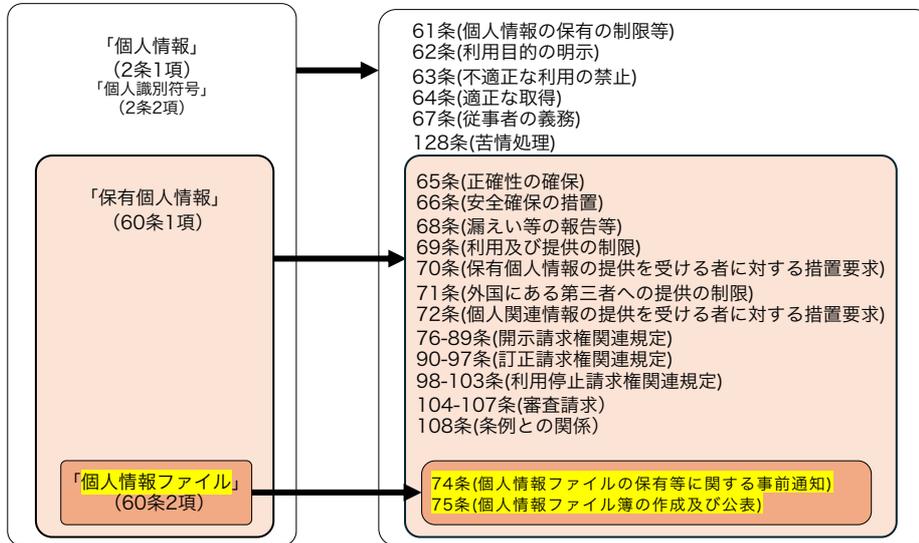
公的部門



54

54

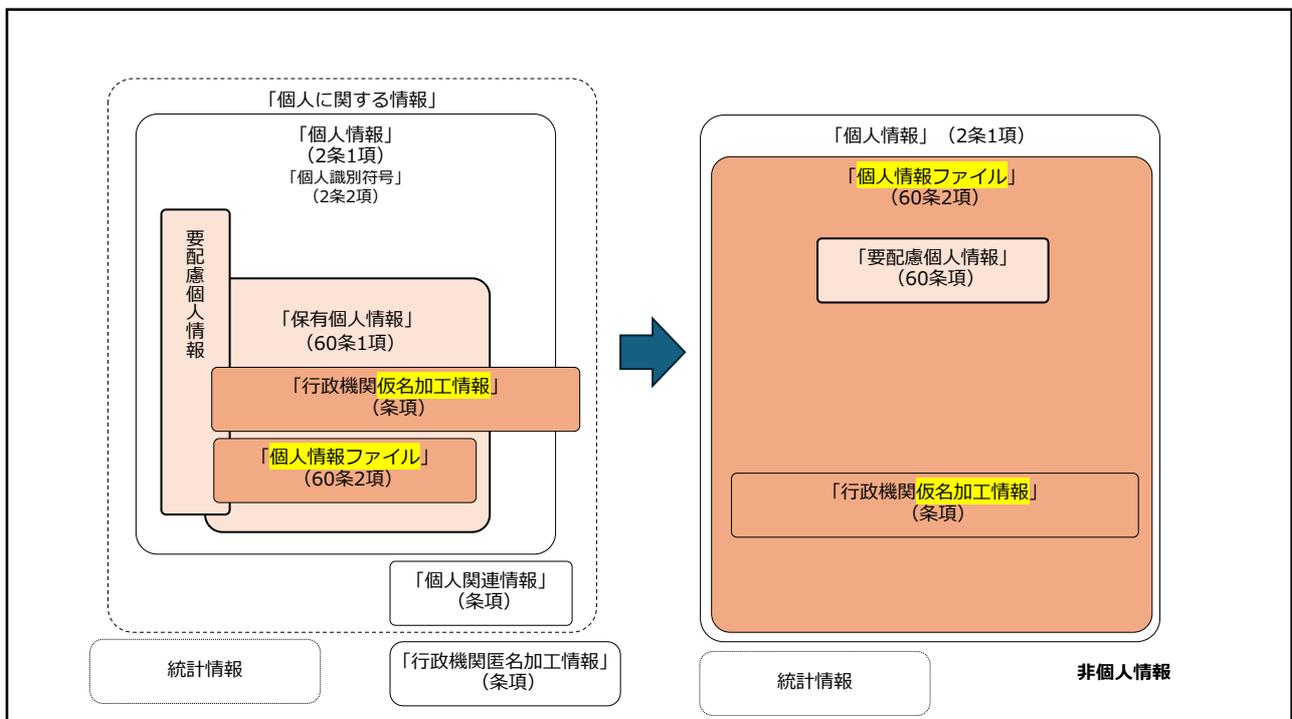
対象情報と義務の関係：個人情報ファイル（処理情報）中心のデータ管理から文書管理に転換



Copyright © Masatomo Suzuki 2024 All Rights Reserved

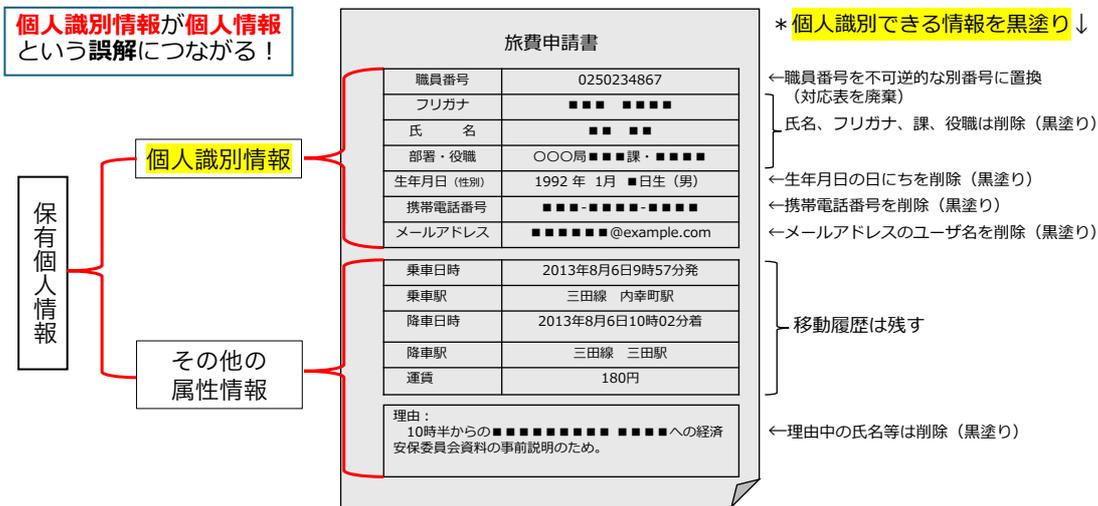
55

55



56

「文書」の記録情報の場合の匿名化（黒塗り例）



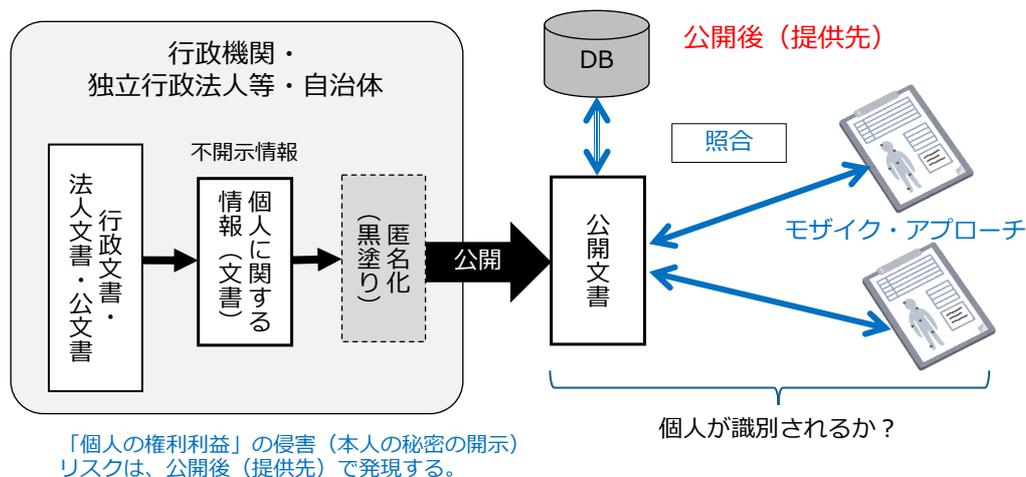
Copyright © Masatomo Suzuki 2021 All Rights Reserved

59

59

情報公開法における不開示情報（「個人に関する情報」）の部分開示 公開後（提供先）基準における、モザイクアプローチによる照合作業

「個人に関する情報」の匿名化では、公開後を想定して個人識別性の有無の確認を行う。要するに、公開文書とDBや文書等（他の情報）とのモザイクアプローチによる「照合」を行う。



Copyright © Masatomo Suzuki 2023 All Rights Reserved

60

60

民間部門

DBや文書上の記録外の断片的情報



ひとまとまりの個人情報 = 対象情報の範囲の画定
 という概念がなく手にする断片的情報ごとに個人識別性の有無を検討している。

「文書」上の記録情報

旅費申請書 No. 20130101

職員番号	1120034
フリガナ	タナカ イチロウ
氏名	田中 一郎
部署・役職	〇〇局△△課・課長補佐
生年月日	1992年 1月 8日生
携帯電話番号	090-1111-0000
メールアドレス	kojin_ichiro@example.com
乗車日時	2013年8月6日9時57分発
乗車駅	三田線 内幸町駅
降車日時	2013年8月6日10時02分着
降車駅	三田線 三田駅
運賃	180円

理由：
10時半からの凸凹大学法学部山本二部教授への経済安保委員会資料の事前説明のため。

- ← 識別子は「個人情報」か？
- ← 職員番号は「個人情報」か？
- ← フリガナは「個人情報」か？
- ← 本人の氏名は「個人情報」か？
- ← 部署・役職は「個人情報」か？
- ← 生年月日は「個人情報」か？
- ← 携帯電話番号は「個人情報」か？
- ← メールアドレスは「個人情報」か？
- 移動履歴は「個人情報」か？
- 文章中に散在的に記述される氏名等は「個人情報」か？これも書類の山をめぐって開示請求に応えるのか？

医療等分野の文書管理法制：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者にて作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））¹

（医療機関等（医療従事者を含む））

	記録文書名	根拠法
1. 病院・診療所	診療録	医師法第24条、歯科医師法第23条
	処方せん	医師法第22条、歯科医師法第21条、医療法施行規則第20条、第21条の5、第22条の3、第22条の7
	麻酔記録	医療法施行規則第1条の10
	助産録	保健師助産師看護師法第42条
	救急救命処置録	救急救命士法第46条
	照射録	診療放射線技師法第28条
	診療に関する諸記録	
	① 病院の場合処方せん（再掲）、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院診療計画書	医療法施行規則第20条
	② 地域医療支援病院及び特定機能病院の場合上記①に加え、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	医療法施行規則第21条の5、第22条の3
	③ 臨床研究中核病院の場合上記①に加え、研究対象者に対する医薬品等の投与及び診療により得られたデータその他の記録	医療法施行規則第22条の7

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo_guidance/

医療等分野の**文書管理法制**：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））2

	記録文書名	根拠法
1.病院・診療所	歯科衛生士業務記録	歯科衛生士法施行規則第18条
	歯科技工指示書	歯科技工士法第18条、第19条
2.助産所	助産録	保健師助産師看護師法第42条
3.薬局	処方せん（調剤した旨等の記入）	薬剤師法第26条、第27条
	調剤録	薬剤師法第28条
4.衛生検査所	委託検査管理台帳、検査結果報告台帳、苦情処理台帳	臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第16号、第12条の3
5.指定訪問看護事業者	訪問看護計画書	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第1項
	訪問看護報告書	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第17条第3項
6.歯科技工所	歯科技工指示書	歯科技工士法第18条、第19条

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryokaigo_guidance/

63

63

医療等分野の**文書管理法制**：医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者に作成・保存が義務づけられている記録例（医療機関等（医療従事者を含む））3

（介護関係事業者）※保存が想定されている記録も含む

	記録文書名	根拠法
指定訪問介護事業者	居宅サービス計画（通称：ケアプラン）	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第16条
	サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）	同基準第19条
	訪問介護計画	同基準第24条第1項
	苦情の内容等の記録	同基準第36条第2項
指定通所介護事業者	居宅サービス計画（通称：ケアプラン）	同基準第105条（準用：第16条）
	サービスの提供の記録（通称：ケア記録、介護日誌、業務日誌）	同基準第105条（準用：第19条）
	通所介護計画	同基準第99条第1項
	苦情の内容等の記録	同基準第105条（準用：第36条第2項）
特別養護老人ホーム	行った具体的な処遇の内容等の記録	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第9条第2項第2号
	入所者の処遇に関する計画	同基準第14条第1項
	身体的拘束等に係る記録	同基準第15条第5項
	苦情の内容等の記録	同基準第29条第2項

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表1を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryokaigo_guidance/

64

64

○国家公務員法

（秘密を守る義務）

第百条第一項

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第百九条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

○地方公務員法

（秘密を守る義務）

第三十四条第一項

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（罰則）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

医療関係資格と守秘法制：医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等

資格名	根拠法
医師、歯科医師、薬剤師、助産師	刑法第134条第1項
保健師、看護師、准看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
診療放射線技師	診療放射線技師法第29条
臨床検査技師、衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律第19条
理学療法士、作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
視能訓練士	視能訓練士法第19条
臨床工学技士	臨床工学技士法第40条
義肢装具士	義肢装具士法第40条
救急救命士	救急救命士法第47条
言語聴覚士	言語聴覚士法第44条
歯科衛生士	歯科衛生士法第13条の6
歯科技工士	歯科技工士法第20条の2
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条の2
柔道整復師	柔道整復師法第17条の2
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第40条

個人情報保護委員会「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」別表4を参照して作成
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryokaigo_guidance/

【守秘義務に係る法令の規定例】

○刑法第134条

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

* 「医師」には歯科医師も含まれる（刑事訴訟法105条及び149条参照）

* 「正当な理由」：感染症法の医師の届出や児童虐待に係る通告（虐待通告）などがある。

○保健師助産師看護師法

第42条の2

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

第44条の4

第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

67

67

【守秘義務に係る法令の規定例】

○診療放射線技師法

（秘密を守る義務）

第29条

診療放射線技師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。診療放射線技師でなくなった後においても、同様とする。

第35条

第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

○臨床検査技師等に関する法律

（秘密を守る義務）

第19条

臨床検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師でなくなった後においても、同様とする。

第23条

第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

68

68

個人情報保護法の安全管理義務（民間部門）

（安全管理措置）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

69

69

個人情報保護法の安全管理措置（公的部門）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、**保有個人情報の漏えい**、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その**業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。**

70

70

公的部門 国外犯

第七十六條 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六條第二項各号に定める業務若しくは第七十三條第五項若しくは第二十一條第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十條第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

71

71

委員会 国外犯 令2法82条

第七十七條 第一百四十三條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

143條 委員長、委員、専門委員及び事務局職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

* 国家公務員法100条1項の守秘義務との関係

72

72



新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部



Homepage

鈴木情報法研究室

<https://www.rompal.org/>

Twitter

@suzukimasatomo

e-Mail

msuzuki@jura.niigata-u.ac.jp

73